

大阪国際がんセンターにおける公的研究費の使用に関する行動規範について

平成27年1月23日 最高管理責任者決定

平成29年3月25日 改正

平成30年11月1日 改正

「大阪国際がんセンターにおける公的研究費の取扱いに関する規程」第10条に掲げる公的研究費の使用に関する行動規範については、以下のとおりとする。

公的研究費とは、運営費負担金、奨学寄附金、補助金、委託費等を財源として大阪国際がんセンター（以下「センター」という。）で取扱うすべての経費をいう。

センターの医師、研究員及び事務職員その他のセンターの公的研究費の運営及び管理に関わるすべての者（以下「研究者等」という。）は、これを誠実に実行しなければならない。

1. 研究者等は、公的研究費がセンターの管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 研究者等は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令・通知、大阪府立病院機構及びセンターが定める規程等並びに事務処理手続き等を遵守しなければならない。また、競争的資金等の配分機関の交付決定の内容及びこれに付した条件等を遵守しなければならない。
3. 研究者等は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また、事務職員等は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 研究者等は、公的研究費の使用に当たり、取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 研究者等は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールを理解に努めなければならない。